

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る面積要件について

施設名	室名	利用定員	面積 (m <sup>2</sup> )	乳幼児1人当たり面積 (m <sup>2</sup> )	基準上の1人当たりの必要面積 (m <sup>2</sup> )
わだつみ保育園	保育室 3	5名	16.96m <sup>2</sup>	3.3m <sup>2</sup>	3.3m <sup>2</sup>
幼保連携型認定こども園 やまつみ	一時保育室	5名	15.36m <sup>2</sup>	0・1歳児 3.3m <sup>2</sup> 2歳児 2.16m <sup>2</sup>	0・1歳児 3.3m <sup>2</sup> 2歳児 1.98m <sup>2</sup>
塩釜ひまわり幼稚園	一時預かり・こども誰でも通園室	5名	60m <sup>2</sup>	12m <sup>2</sup>	3.3m <sup>2</sup>

※基準上の1人当たりの必要面積 (m<sup>2</sup>) については、0・1歳児保育室1人あたり3.3m<sup>2</sup>・2歳児保育室一人あたり1.98m<sup>2</sup>を採用する

※幼保連携型認定こども園 やまつみは 0歳児2名 1歳児2名 2歳児1名の認可定員

※乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱い（こ成保第5号 令和8年2月2日）において、乳児等通園支援事業が保育所等において一体的に実施される場合や、乳児等通園支援事業が児童発達支援事業や一時5預かり事業といった児童福祉事業と一体的に実施される場合等、乳児等通園支援事業及び併設する施設又は事業所（以下「併設施設等」という。）の利用者の年齢の区分ごとの設備や職員を備え、かつ、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることが可能であること。とされていることから、一時預かり室を活用して乳児等通園支援事業を実施する。